第３のＣの２の２．６―ジクロロキノクロロイミドエタノール試液の目の次に次の１目を加える。

ジクロロベンゼン試液　トリメチルベンゼン50mgに１，２―ジクロロベンゼンを加えて200mlとする。

第３のＤの２の⑵の５のａの①揮発性物質の目中「適当量」を「約15ml」に改め、「１mg／g以下でなければならない。」の下に「ただし，テトラヒドロフラン添加後一晩放置しても試料の大部分が溶解しない場合にあっては，細切した試料0.1gを精密に量り，20mlのセプタムキャップ付きのガラス瓶に入れ，ジクロロベンゼン試液2.0mlを加え，直ちに密封したものを試験溶液とし，以下の試験を行うとき，スチレン，トルエン，エチルベンゼン，イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの量の合計は，５mg／g以下でなければならない。」を加え、同目に次のように加える。

イ　検量線の作成

100mlのメスフラスコにジクロロベンゼン試液約80mlを入れ，スチレン，トルエン，エチルベンゼン，イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンそれぞれ約100mgを精密に量って加え，ジクロロベンゼン試液を更に加えて100mlとする。この溶液１ml，２ml，３ml，４ml及び５mlを採り，ジクロロベンゼン試液を加えて20mlとする。この溶液2.0mlをそれぞれ20mlのセプタムキャップ付きのガラス瓶に入れ，直ちに密封したものを標準溶液とする。次いで，密封したガラス瓶を140℃に保ちながら時々振り混ぜて１時間加熱する。その後，それぞれの気相１mlを用いて次の操作条件でガスクロマトグラフィーを行い，得られたガスクロマトグラムからスチレン，トルエン，エチルベンゼン，イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの各ピーク面積とトリメチルベンゼンのピーク面積との比を求め，それぞれの検量線を作成する。

操作条件

カラム　内径0.25mm，長さ30mのケイ酸ガラス製細管に，ポリエチレングリコールを0.5μmの厚さでコーティングしたものを用いる。

カラム温度　60℃で１分間保持した後，毎分６℃で昇温して150℃とし，更に毎分30℃で昇温して180℃とする。

試験溶液注入口温度　220℃

検出器　水素炎イオン化検出器を用いる。220℃付近で操作する。水素及び空気量は検出感度が最高となるように調節する。

キャリヤーガス　窒素又はヘリウムを用いる。トリメチルベンゼンが約９分で流出する流速に調節する。

ロ　試験

試験溶液を用いてイの場合と同様の操作条件によりガスクロマトグラフィーを行い，得られたガスクロマトグラムから各ピーク面積とトリメチルベンゼンのピーク面積との比を求める。それぞれの検量線を用いてスチレン，トルエン，エチルベンゼン，イソプロピルベンゼン及びプロピルベンゼンの各濃度を求め，次式により各成分の含量を求める。

$$\text{含量（μg／g）} = \frac{\text{試験溶液の濃度（μg／ml）} \times 2\ \text{（ml）}}{\text{試料の重量（g）}}$$

第３のＤの３の⑴の１のａカドミウム及び鉛の目を次のように改める。

ａ　カドミウム及び鉛

シリコーンゴム製以外の試料にあっては，試料1.0gを白金製，石英製又は耐熱ガラス製の蒸発皿に採り，硫酸２mlを加えて徐々に加熱し，更に硫酸の白煙がほとんど出なくなり，大部分が炭化するまで加熱する。これを約450℃の電気炉で加熱して灰化する。完全に灰化するまで，蒸発皿の内容物を硫酸で潤して再び加熱する操作を繰り返し行う。この残留物に塩酸（１→２）５mlを加えてかき混ぜ，水浴上で蒸発乾固する。冷後0.1mol／l硝酸20mlを加えて溶解し，不溶物がある場合はろ過をして試験溶液とする。

シリコーンゴム製の試料にあっては，試料を細切し，その0.5gを量り，白金又はニッケル製るつぼに入れる。水酸化ナトリウム５g及びホウ酸２gを加えかき混ぜる。ガスバーナーで内容物が溶解する温度で緩やかに加熱する。試料が完全に溶解したら直ちに加熱をやめ，室温で放冷する。ビーカーに熱水約75ml及びるつぼを入れ，適宜加温しながら振り混ぜてるつぼ中の固形物を溶解する。溶液から少量の水で洗浄しながらるつぼを取り除いた後，硝酸15mlを入れた共栓付きフラスコにかくはんしながら少量ずつ注ぎ入れる。室温で一晩放置後，５mol／l酢酸アンモニウム試液を添加してpH3.5に調整する。調整した液を，あらかじめメタノール５ml，0.1mol／l硝酸５ml及び水10mlをそれぞれ注入して流したキレート樹脂ミニカラム（500mg）に注入する。さらに１mol／l酢酸アンモニウム試液及び水10mlを注入する。その後，0.1mol／l硝酸で溶出して溶出液10mlを採取し，これを試験溶液とする。

この試験溶液について，原子吸光光度法又は誘導結合プラズマ発光強度測定法によりカドミウム及び鉛の試験を行うとき，これに適合しなければならない。これに適合するとき，試験溶液中のカドミウム及び鉛の量はそれぞれ５μg／ml以下であり，試料当たりに換算すると100μg／g以下となる。

第３のＤの３の⑴の１のｂ２―メルカプトイミダゾリンの目を次のように改める。

ｂ　2―メルカプトイミダゾリン

試料を細切し，その1.0gを量り，共栓付きフラスコに入れる。メタノール50mlを加え，密栓して約40℃に保ちながら時々振り混ぜて一晩放置する。冷後，この液をろ過し，ろ液及び洗液を合わせ，減圧濃縮器を用いて40℃以下で約５mlまで濃縮する。次いで，水を加えて10mlとする。その１mlを採り，孔径0.5μm以下のメンブランフィルターでろ過する。これを試験溶液として添加剤試験法中の２―メルカプトイミダゾリンの試験を行うとき，これに適合しなければならない。

○厚生労働省告示第五百九十六号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、平成二十五年一月一日から同年三月三十一日までの間における休業補償の額の算定に当たり用いる率を次のとおり告示する。

平成二十四年十二月二十八日　厚生労働大臣　田村　憲久

一　常時百人未満の労働者を使用する事業場における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が当該休業補償について常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずべき率　別表第一に掲げる率

二　常時百人未満の労働者を使用する事業場の属する産業が毎月勤労統計に掲げる産業分類にない場合における休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十（当該事業場が、当該休業補償について、常時百人以上の労働者を使用するものとしてその額の改訂をしたことがあるものである場合又は毎月勤労統計により額の改訂をしたことがあるものである場合にあっては、当該改訂に係る休業補償の額）に乗ずる率　別表第二に掲げる率

三　日日雇い入れられる者の休業補償の額の算定に当たり平均賃金の百分の六十に乗ずる率　別表第三に掲げる率